

改善方策実施計画書

担当部局：図書館自己点検・評価委員会 責任者：図書館長 幹事：図書館事務部

2013年3月31日

認証評価指摘事項						
点検・評価問題点	大学図書館が専門的な図書を中心とした集書方針のため、地域内住民の利用者は当初想定していたほど伸びていない。					
改善方策	7-5-2 (東松山) 地域住民をも対象とした公開講座を企画する。					
計画	前期		中期		後期	
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
						→
2010年度実施計画		達成時期	2010年度取り組み結果			
図書館課員を中心に、図書館ができる公開講座について調査・研究する。		2011年3月	A 完全に達成	○	B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由) 図書館ができる公開講座についての資料を収集した。			
2011年度実施計画		達成時期	2011年度取り組み結果			
地域連携センターと相談しながら企画・立案を行う。		2012年3月	A 完全に達成	○	B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由) 地域住民をも対象とした公開講座を、地域連携センターの公開講座や他大学の公開講座等を参考に検討した結果、東松山校舎では、交通の便の問題もあり、図書館が独自に企画するのは難しい状況であるとの結論に至った。そこで、2012年度より、地域連携センター等にAVホールの会場を提供するなど地域住民が来館しやすくなるように方針の転換を図ることにした。			
2012年度実施計画		達成時期	2012年度取り組み結果			
・地域連携センター等にAVホールの会場を提供するなど地域住民が来館しやすくなるよう企画を考える。		2013年3月	A 完全に達成		B 達成半ば	○ C 未達成
			(B または C の理由) 地域住民と最も密接な関係にある地域連携センターに対しAVホール利用を持ちかけたが、ニーズがなく、利用がなかった。			
2013年度実施計画		達成時期	2013年度取り組み結果			
・地域連携センター等関連部署との協議。 ・大学図書館としての使命及び地域内住民のニーズに関して図書館運営委員会に設置した「図書館将来構想検討WG」で検討する。		2014年3月	A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由)			
2014年度実施計画		達成時期	2014年度取り組み結果			
			A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成
			(B または C の理由)			
2015年度実施計画		達成時期	2015年度取り組み結果			
			A 完全に達成		B 達成半ば	C 未達成

		(B または C の理由)
--	--	-----------------

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	
点検・評価問題点	大学図書館が専門的な図書を中心とした集書方針のため、地域内住民の利用者は当初想定していたほど伸びていない。
改善方策	7-5-2 (東松山) 地域住民をも対象とした公開講座を企画する。

(2011年3月31日現在)

【現状の説明】

図書館がでうる公開講座の資料を収集した。

所見	次年度以降、目標が達成できるよう期待する。
----	-----------------------

(2012年3月31日現在)

【現状の説明】

地域住民をも対象とした公開講座を、地域連携センターの公開講座や他大学の公開講座等を参考に検討した結果、東松山校舎では、交通の便の問題もあり、図書館が独自に企画するのは難しい状況であるとの結論に至った。そこで、2012年度より、地域連携センター等にAVホールの会場を提供するなど地域住民が来館しやすくなるように方針の転換を図ることにした。

所見	計画が着実に実行され、地域内住民の利用者数の増加につながることを期待します。
----	--

(2013年3月31日現在)

【現状の説明】

地域連携センターに会場としてAVホール提供を持ちかけたが、先方からの使用の依頼がなかった。そこで、2013年度実施予定である、国際関係学部が実施している地域住民を招きアジア地域の文化・芸能にふれアジアを理解する機会を得てもらうイベントである「アジア芸能の夕べ」とタイアップし、イベント開催時に図書館を開放し、来館者に図書館内ツアーを実施する。現時点では本イベント実施は予定であるが、実施の際は300名程度の地域住民の参加が見込まれる。

所見	図書館将来構想検討WGで早急に検討され、計画が実行されることを期待します。
----	---------------------------------------

改善方策実施計画書

担当部局：図書館自己点検・評価委員会 責任者：図書館長 幹事：図書館事務部

2013年3月31日

認証評価指摘事項						
点検・評価問題点	両キャンパス図書館とも防犯カメラを完備しているが、利用規定違反者が発生した場合の対処方針が確定していないため、早急に確定する必要がある。					
改善方策	7-5-3 防犯カメラの設置台数を増やすほか、利用規定違反者などを発生した場合の対処マニュアルを作成する。					
計画	前期		中期		後期	
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
2010年度実施計画		達成時期	2010年度取り組み結果			
対処マニュアルを作成する。		2011年3月	<input type="radio"/> A完全に達成	<input type="radio"/> B達成半ば	<input type="radio"/> C未達成 (BまたはCの理由)	
2011年度実施計画		達成時期	2011年度取り組み結果			
防犯カメラ増設のための予算化を行う。 今後、利用者への周知方法なども検討する。		2012年3月	<input type="radio"/> A完全に達成	<input type="radio"/> B達成半ば	<input type="radio"/> C未達成 (BまたはCの理由)	
2012年度実施計画		達成時期	2012年度取り組み結果			
運用マニュアルの周知・共通理解のため打合せを実施する。		2013年3月	<input type="radio"/> A完全に達成	<input type="radio"/> B達成半ば	<input type="radio"/> C未達成 (BまたはCの理由)	
2013年度実施計画		達成時期	2013年度取り組み結果			
利用規程違反者などが発生した場合の対処マニュアルを作成する。		2014年3月	<input type="radio"/> A完全に達成	<input type="radio"/> B達成半ば	<input type="radio"/> C未達成 (BまたはCの理由)	
2014年度実施計画		達成時期	2014年度取り組み結果			
			<input type="radio"/> A完全に達成	<input type="radio"/> B達成半ば	<input type="radio"/> C未達成 (BまたはCの理由)	
2015年度実施計画		達成時期	2015年度取り組み結果			
			<input type="radio"/> A完全に達成	<input type="radio"/> B達成半ば	<input type="radio"/> C未達成 (BまたはCの理由)	

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	
点検・評価問題点	両キャンパス図書館とも防犯カメラを完備しているが、利用規定違反者が発生した場合の対処方針が確定していないため、早急に確定する必要がある。
改善方策	7-5-3 防犯カメラの設置台数を増やすほか、利用規定違反者などを発生した場合の対処マニュアルを作成する。

(2011年3月31日現在)

【現状の説明】

危機管理マニュアル人災編作成時に検討し、対処マニュアルを作成した。

今後、利用者への周知方法なども検討する。

所見	利用規程違反者に対して職員がどのように対処するかというマニュアルが作成されたことは評価できます。ただ利用者に対しても規定違反に対する対処について周知しておく必要があるでしょうし、そのことも今後の方策の中に盛り込んでおくべきではないでしょうか。
----	---

(2012年3月31日現在)

【現状の説明】

東松山校舎図書館では、地下1・2階の防犯カメラ台数が少なかったため、防災をも考慮してカメラを5台増設した。

板橋校舎図書館では、備え付けてから初めてとなる防犯カメラの設備点検を2012年度に実施する。個人情報保護委員会に防犯カメラ使用管理に関する取扱い要領を提出し、両館ともに利用者に防犯カメラを設置していることの掲示など、情報の周知について再確認した。2012年度以降、利用規定違反者等の発生した場合の対処マニュアルを、どのように利用者に公開していくか、その情報の周知方法に関し、検討を開始する。また、個人情報に係わることでもあり、図書館員に「取扱要領」・「対処マニュアル」の運用・対処について徹底する。

所見	計画通りに実施されていることは評価できます。引き続き、2012年度も予定通りに計画が実行されることを望みます。
----	---

(2013年3月31日現在)

【現状の説明】

防犯カメラ設置の目的は、図書館内での事件・事故を未然に防ぐことにある。利用者が図書館内で事件・事故に遭遇することを回避させるのが重要である。他方、事件・事故が実際に生じた後に、図書館員による事件・事故生起の如何の確認、あるいは官憲や消防等に記録した映像情報を提供する必要が生ずる場合に対し、現有の「大東文化大学図書館防犯カメラ使用・管理に関する取扱要領」では明記されていない具体的な方針を決めておく必要がある。

板橋校舎図書館では、利用規定違反者等の発生した場合の対処マニュアルをどのように利用者に公開していくかについて検討を開始した。また、部署の「業務進捗ミーティング」時や年2回実施している「板橋・東松山間の業務打合せ時」に、図書館員へ「取扱要領」・「対処マニュアル」を周知した。

本取扱要領の細則案を準備し、協議会・運営委員会にて成案化を図る。防犯と個人情報保護という拮抗する極めて重要な見地から方針の策定をしていく関係上、部署内運営委員会等で議論を深め経ることが不可欠である。

所見

予定どおりに計画が進むことを期待します。